ふじあく保育園 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

保育の提供の開始にあたり、当園があなた様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名	称	社会福祉法人藤の実会	所	在	地	太田市藤阿久町481-1
電	話 番 号	0276- 31-5700	代 表	者	氏 名	理事長 野村 忠良

2 利用施設

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,												
施	設	の	種	類	保育所	施	設	の	名	称	ふじあく保育園		
施	設	所	在	陆	太田市藤阿久町	太田市藤阿久町 481-1							
\ #		48		Ŧ	電話番号	0276-31-570	0						
連	絡先		先	FAX	0276-31-701								
管		理		者	園長 野村 園	園長 野村 園子							
対	象	j	見	童	児童福祉法及び	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童							
開	設	年	月	Ш	昭和53年 4月	昭和53年 4月 1日							
事	業	所	番	号	1020501000324								

3 運営方針

施設の運営方針

- ・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に 増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ·保育に関する専門性を有する職員が,家庭との緊密な連携の下に,園児の状況や発達過程を踏まえ,養護及び教育を一体的に行います。
- ・すべての子どもたちが、明るく、健やかに育つための、お手伝いをします。そのために、園では、礼儀・体作りを重点的 にして保育します。
- ・大切な乳幼児期を自然豊かな環境の中で日々を大切に家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの個性を伸ばす保育をします。

4 当園における施設・設備等の概要

(1)施 設

敷地	敷地全体	1626. 03 m²	うち園庭	900	m²
園 舎	構造	鉄筋・木造亜鉛メッキ鋼版 ストレート葺平屋建	延べ面積	459.45	m²

(2) 主な設備

設		備	部屋数	備 考
乳	児	室	1室	うめ組
ほ	ふく	室	1室	もも組
保	育	室	2室	さくら組(満2歳児クラス)、れんげ組(満3歳児クラス)、
遊虛	室(ホー	ル)	1室	たんぽぽ組(満4歳児クラス),すみれ組(満5歳児クラス)
調	理	室	1室	

5 職員の設置状況

U 49		. 17 (7) U													
職			種	職	員	数	内	常	勤	内	非	常	勤	備	考
康			長			1			1						
副	袁		長												
主	任 保	育	$^{+}$			1			1						
保	育		\pm			11			11						
栄	養士・	調理	員			2			2						
事	務		員			2									
そ	の他	職	員												
嘱	託		医	•		2			·				2		
				•											·

- ※ 基本的な職員の勤務時間は、8時30分から17時00分までです。
- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。
- ※ 当園は、法令等が定める基準を順守し、保育の実施に必要な職員を配置しております。

6 保育を提供する日

開	所	日	月曜日〜土曜日 ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。 また、年度末年度初及びお盆期間や、入退園式の準備や職員の福利厚生面に配慮するため、保育希望のアンケートを行い ます。
---	---	---	--

7 保育を提供する時間

				区				分	月曜~金曜日	土曜日
開	所	時	間	保	育	標準	≦ 時	間	7 時から 18 時	7 時から 18 時
				保	育	短	時	間	8時30分から16時30分	8時30分から16時30分

8 延長保育提供可能な日と時間帯

	区					月曜~金曜日	土曜日
	保	育	標準	時	間	18 時から 19 時	なし
延長保育時間帯	保	育	短	時	間	7時から8時30分	7 時から 8 時 30 分
		Ħ	△□	μ σ	[8]	16 時 30 分から 19 時	16 時 30 分から 18 時

【保育を提供する時間及び延長保育時間帯の留意事項】

① 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定の教育・保育認定証が交付されている方の場合,上記の開所時間(保育標準時間)の範囲内での保育を必要とする時間となります。なお,上記の開所時間(保育標準時間)の時間帯において,やむを得ない理由により保育が必要な場合は,上記の延長保育時間帯(保育標準時間)の範囲内で,時間外保育を提供します(時間外保育の利用により,市町村に支払う通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となる場合があります)。

② 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定の教育・保育給付認定証が交付されている方の場合,上記の開所時間(保育短時間)の範囲内で,保育を必要とする時間となります。なお,上記の開所時間(保育短時間)の時間帯において,やむを得ない理由により保育が必要な場合は,上記の延長保育時間帯(保育標準時間)で,時間外保育を提供します(時間外保育の利用により,市町村に支払う通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となる場合があります)。

9 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	_ ,			
	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	1 1 時頃	15時頃	
1 歳児	10時00分頃	1 1 時頃	15時頃	
2歳児	10時00分頃	1 1 時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		1 2 時 0 0 分頃	15時頃	
5歳児		1 2時00分頃	15時頃	

[※] 献立表は毎月別途お知らせします。

※ アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。 その際は、医師による診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルを作成しております。

10 年間行事予定

年間の主な行事予定は、次のとおりです。

	事予定は、次のとおりです。
月	行事内容
4月	入園・進級式
	保護者会総会
5月	交通安全教室 内科検診・歯科検診
	保育参観・個人面談
6月	
7月	プール開き
7.73	納涼祭・夕涼み会(年長児)
10月	運動会
, 671	りんご狩り(年長児)
11月	保育参観
	内科検診
12月	敬老会・発表会 おもちつき・クリスマス会
	カルタ大会
1月	
2月	豆まき集会
3月	ひな祭り・お別れ遠足(年長児)
	お別れ会・卒園式・終業式お誕生会・避難訓練・身体測定は毎月実施
その他	の誕生去・避難訓練・身体測をは毎月美施

11 利用料金、実費徴収金

当園の利用にあたっての利用料金や実費でいただく費用は、次のとおりです。

項目	金額	利用料金、実費徴収金の別	備考
保育料	太田市が定めた保育料	利用料金	住民税により決まります
延長保育料(保育標準時間)	50円	実費徴収金	15分
延長保育料(保育短時間)	50円	実費徴収金	15分
教材費		実費徴収金	
保護者(父兄会)会費	300円	実費徴収金	月額(3か月ごとに集金)
2号認定の子ども主食	600円	実費徴収金	月額
2号認定の子ども副食費	5000円	実費徴収金	月額(おやつ代を含む)
りんご狩り費		実費徴収金	年1回りんご狩り実施月に徴収(5 歳児)
	_		

- ① 実費徴収分は、毎月月末または園が定めた期日までに、現金で園に納入してください。集金袋にて受領印を押します。
- ② 臨時で徴収するお金が発生した場合は、事前に通知します。
- ③ 実費徴収分が未納の場合は、徴収内容に関したサービスが提供できない場合があります。ご家庭の事情等で納入が厳しい場合は、ご相談ください。

12 障害児の受け入れ体制について

障害をお持ちの園児を受け入れる場合は、入園申込み前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法 を決めさせていただきます。療育手帳や障害手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により、保育の方法を確認 させていただきます。

なお、事前に伺った障害の状態と、実際の園児の状態が著しく違う(障害が重度化している)時は、当園の保育士・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出するとき
- (4) 長期欠席するとき
- (5) その他, 利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 秘密の保持と個人情報の保護について

当園は、秘密の保持並びに個人情報の保護については、次のとおり取り扱います。

	ア 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
在園児及びその保護者に関	イ 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
する秘密の保持について	ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。
	エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
	ア 当園は、在園児の保護者から予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いません。また、在園児の 家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いません。
個人情報の保護について	イ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。) については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	ウ 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。)

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科,

医療機関の名称	山口外科医院	医院長名	山口 英見
所在地	太田市西本町57-33	電話番号	0276-31-3561
(2) 歯科			
医療機関の名称	亀井歯科医院	医院長名	亀井 孝人
所在地	太田市西本町61-6	電話番号	0276-32-2008

16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	18 (0) XE 18 (1-1/10 8 (2) (1) (2) (2) (3) (3)			
	·窓口担当者 園長 野村	園子		
	・ご利用時間 8:30~	- 16:30		
当園ご利用相談窓口	·電話番号 0276-	-31-5700		
	·FAX 0276-31-7015			
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。			
・* *** *** *** *** *** *** *** ***	秋山 真智子 原島 昌子	電話番号 0276-22-3195		
第三者委員		電話番号 0276-31-1684		

[※] 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

17 非常災害時の対策

当園では、非常災害時の対策として次のような対応、訓練等を行っています。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他,カーテン,敷物,建具等の防炎処理 有
避難・消火訓練	火災・地震避難及び消火の訓練は,毎月1回以上実施します。
非常災害時の避難先	第1 避難場所 宝泉東小学校
災害時の緊急連絡先	0276-31-5700 ふじあく保育園

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	福)全国社会福祉協議会 しせつの損害補償
保険の内容	保育園園児賠償責任保険 園児傷害保険
保険金額	傷害保険 入院 3,000 円/通院 2,000 円 賠償責任保険 対人 100,000 千円 対物 1,000 千円

19 当園におけるその他の留意事項

当園の利用にあたっては、次の点にご協力ください。

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。		
各種行事での園児の撮影行為	各種行事でのビデオ撮影は他のお子様の個人情報に留意し撮影してください。		
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想,信仰は自由ですが,他の利用者に対する宗教活動,政治活動及び営利活動は、 ご遠慮ください。		

当園における保育の提供を開始するに当たり、ふじあく保育園重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : ふじあく保育園

説明者職名 : 園長 氏名 野村 園子

私は、ふじあく保育園重要事項説明書に基づいて、ふじあく保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印

児童から見た続柄:

○緊急時の対応(保護者は記入ください。)

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する次の医療機関及び 緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名: 診療科: 主治医: 所在地: 電話番号:
緊急連絡先①	住 所: 電話番号: 氏 名: 続 柄:
緊急連絡先②	住 所: 電話番号: 氏 名: 続 柄:

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、次の目的のために必要最低限の範囲内おいて保育園が使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校(教育委員会)との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合、その兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、 他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時に、病院、消防、警察その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

ふじあく保育園 園長 野村 園子様

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印